

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(八)

継続給 用者に 係る 要件	各通算法人の継続雇用の合計額 (別表十八(二))			円	【No.42】 通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受ける場合、4欄、8欄又は13欄のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、同付表） (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十四)、同付表二）
	各通算法人の継続雇用給額の合計額 (別表十八(二))				
継続雇用者給与等支給増加割合 (1)-(2) (2) (((1)-(2))<0又は(1)=(2)=0の場合は0) (3)≥0.01又は0.005、((1)>(2))又は((1)=(2)=0)	3				
	4	該当・非該当			【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。
国内設備投資額に係る要件	各通算法人の国内設備投資額の合計額 (別表十八(二)「8の計」)	5			円
	各通算法人の当期償却費総額の合計額 (別表十八(二)「9の計」)	6			
	各通算法人の当期償却費総額の合計額の30%相当額 $(6) \times \frac{30}{100}$	7			
	8	該当・非該当			
金額に係る要件	各通算法人の対象年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表十八(二)「10の計」) (マイナスの場合は0)	10			円
	前事業年度の基準通算所得計額 (前事業年度の月数調整前の(9)の合計)				
金額に係る要件	各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額 (別表十八(二)「11の計」) (マイナスの場合は0)	12			円
	13	該当・非該当			
					(10) ≤ (12)

令五・四・一以後終了事業年度分